

全 建 事 発 第 4 号
平成 27 年 4 月 2 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
〔公 印 省 略〕

『建設業フォローアップ相談ダイヤル』の開設について」について（お知らせ）

標記の件につきまして、このたび国土交通省より別添の『建設業フォローアップ相談ダイヤル』の開設について」のとおり周知の依頼がありました。

つきましては、本件につき会員企業に対するご周知を賜われますよう、よろしくお願いたします。

以 上

（担当） 事業部事業企画課 川上
電話：03-3551-9396
FAX：03-3555-3218
メール：jigy@zenken-net.or.jp

国土入企第 42 号
平成 27 年 3 月 26 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局 建設業課長

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の開設について

本年 4 月から全国で、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。昨年 6 月に改正。以下「品確法」という。）の「発注関係事務の運用に関する指針（本年 1 月 30 日策定。以下「運用指針」という。）」に基づく発注関係事務の運用が開始されます。

国土交通省では、市町村等の公共発注者や受注者等の事業者に対し、様々な機会を通じて品確法及び運用指針の理解の促進及び普及啓発に努めているところですが、このたび、事業者団体からの声も踏まえ、別紙のとおり、専用のダイヤル回線による相談窓口「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を開設し、発注者には言いにくいことや、公共工事の施工現場で事業者が直面する困難な実態などについて、現場の生の声を聴かせていただくことにしましたのでお知らせいたします。

貴職におかれては、御理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知を図られるようお願いいたします。

平成 27 年 3 月 25 日
土地・建設産業局建設業課

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の開設について

4 月から全国で、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。昨年 6 月に改正。以下「品確法」という。）の「発注関係事務の運用に関する指針」（本年 1 月 30 日関係省庁申し合わせにより策定。以下「運用指針」という。）に基づく発注関係事務の運用が開始されます。

運用指針は、改正品確法第 7 条の「発注者の責務」等を踏まえて、公共工事の発注者が自らの体制や地域の実情等に応じて事務を適切かつ効率的に運用できるよう、すべての発注者に共通の指針として、発注準備、工事施工等の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について定めたものです。

国土交通省では、市町村等の公共発注者や受注者等の事業者に対し、昨年 12 月から本年 1 月にかけて実施した「歩切り」の実態調査や、2 月から今月にかけて都道府県・事業者団体と連携して全国各地で開催した説明会など、様々な機会を通じて品確法及び運用指針の理解の促進及び普及啓発に努めているところですが、事業者からは、「予定価格の設定時に依然として「歩切り」が行われている」「違反と疑われる発注者の行為について相談できる窓口がほしい」といった声が寄せられています。

こうした声を踏まえ、国土交通省では、今般、専用のダイヤル回線による相談窓口「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を全国 10 の地方整備局等に新たに開設し、発注者には言いにくいことや、公共工事の施工現場で事業者が直面する困難な実態などについて、元請事業者、下請事業者など様々な立場の事業者から現場の生の声を聴かせていただくこととしました。

相談ダイヤルでは、

- ・発注者による「歩切り」の実施、ダンピング対策の未導入など、見直しが必要な実態
- ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保といった、品確法の基本理念に関連する様々な現場の取組・実態

等について、幅広く相談や情報提供を受け付けます。

お寄せいただいた相談や情報については、法令違反又はそのおそれがあるなどの場合には当該発注者等に情報提供を行うこと等により見直しの促進を図るほか、運用指針に基づく発注関係事務の実施状況のフォローアップにも活用するなど、各種施策の検討の参考にさせていただきます。

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」

相談開始日：平成 27 年 3 月 26 日（木）

0570-004976

マルマルヨクナロウ

E-mail : hqt-kensetsugyo110@ml.mlit.go.jp

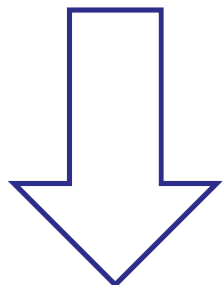
(問い合わせ先)

土地・建設産業局建設業課 入札制度企画指導室
企画専門官 伊藤、調査係長 星尾、調整係長 小林
代 表 (03)5253-8111(内線 24724, 24725)

建設業フォローアップ相談ダイヤルの開設について

発注関係事務の運用に関する指針(H27.1.30策定)の本格運用(H27.4~)に向けて

- ・公共発注者に対する「歩切り」の実態調査(H26.12~H27.1) - 全ての地方公共団体から回答
- ・都道府県及び事業者団体と連携した運用指針の説明会(H27.2~3) - 全国各地で実施



~運用開始に伴う、事業者からの声~

- ・「予定価格の設定時に依然として「歩切り」が行われている」
- ・「違反と疑われる発注者の行為について相談できる窓口が欲しい」
- ・「発注者には言いにくい受注者の悩みを聞いて欲しい」
- ・「公共工事の施工現場で事業者が困難な実態に直面している」 など

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を新たに開設(H27.3.26)

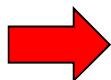
全国10の地方整備局等に専用のダイヤル回線による相談窓口を開設。

(従来から相談を受け付けていた、「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」を発展的に統合)

元請事業者、下請事業者など様々な立場の事業者から現場の生の声を聞かせていただき、幅広く相談や情報提供を受け付け。

<相談例>

- ・公共工事設計労務単価や技能労働者の適切な賃金水準確保に向けた現場の実態【従来から受付】
- ・発注者による「歩切り」の実施、ダンピング対策未導入など見直しが必要な実態【新たに受付】
- ・品確法の基本理念である担い手の中長期的な育成・確保に関する様々な現場の取組・実態【新たに受付】 など



お寄せいただいた相談や情報は、

当該発注者等に情報提供を行うこと等により見直しの促進を図る。

運用指針に基づく発注関係事務の実施状況のフォローアップにも活用。

建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成を図るため、平成26年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)が改正され、平成27年4月1日から、発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の運用が開始されます。

この度、国土交通省では、運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「新労務単価」や「品確法の運用指針」などの相談を総合的に受け付ける相談窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者等様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただくこととしました。



品確法 運用指針等、建設業に関する様々な相談を受け付けます！

TEL.  **0570-004976**
マル マル ヨ ク ナ ロウ

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国 土 交 通 省
土地・建設産業局 建設業課

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」で受け付ける生の声

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」は、従来の「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」を発展的に統合し、建設業に関する様々な現場の生の声をお聞きするものです。従来から受け付けていた、公共工事設計労単価改訂後の請負契約に係る情報に加え、新たに運用の始まる品確法の運用指針に関すること等についても相談を受け付けます。

品確法の運用指針に関する情報

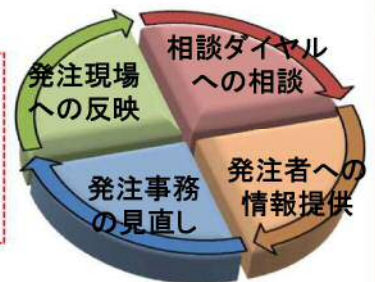
- 「歩切りの禁止」や「ダンピング対策」などの、品確法の運用指針の内容の実施状況についての相談
- 公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保といった、品確法の基本理念に関連する現場の取組・実態についての情報

<例えば・・・>

- ・予定価格の設定時に依然として「歩切り」が行われている。
- ・品確法の運用指針の内容について教えて欲しい。
- ・違反と疑われる発注者の行為について相談したい。
- ・発注者には言いにくい受注者の悩み、現場での困難な実態を聞いて欲しい など

いただいた情報をもとに・・・

- 当該発注者等に情報提供を行うこと等により見直しの促進を図っていきます。
- 運用指針の実施状況のフォローアップに活用するなど、各種施策の検討の参考にさせていただきます。



公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報

- 発注者と元請負人との請負契約についての情報
- 元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報
- 1次下請負人と2次下請負人など、下請負人間での取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報

<法令違反のおそれがある情報の例>

- ・元請負人が見積の際に、合理的な根拠もなく、下請負人の示した労務単価を下回る額を一方向的に押しつけ、その額で下請契約を締結した など

※元請負人と下請負人間の取引に係る法令違反、または、法令違反のおそれのある事例は、国土交通省のホームページに掲載されている「建設業法令遵守ガイドライン」をご覧ください。



その他の関連情報

- 行政や業界の取組や現場の実態についての関連する情報

※お寄せ頂いた情報には、国土交通省が直接対応出来ない場合もありますので、予めご了承願います。

法令違反、または、違反のおそれのある情報については、「建設業法令遵守推進本部」が端緒情報として取り上げ、当該建設業者への立入検査や報告徴収等をするかどうかの判断をします。

いただいた情報については、今後の取組の参考とさせていただくほか、個別事案を特定できない方法で公表させていただくこともありますので、予めご了承下さい。

E-mail: hqt-kensetsugyo110@ml.milt.go.jp

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」への情報は、電子メールでも受け付けています。

<品確法・運用指針の内容や公共工事設計労務単価等の内容についてはホームページをご覧ください>

品確法・運用指針: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html

公共工事設計労務単価: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html